

平成 30 年 9 月 10 日現在

機関番号：32665

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26381045

研究課題名(和文)戦後教育における学校儀式と国旗・国歌に関する基礎的研究

研究課題名(英文)Fundamental research on school ceremonies and national flags ,national anthems in postwar education

研究代表者

小野 雅章 (ONO, Masaaki)

日本大学・文理学部・教授

研究者番号：70224277

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、戦後日本の学校儀式において、国旗と国歌をどのように扱ってきたのかを実証的に考察したものである。通説では、戦後教育改革の成果により、祝日の学校儀式は、少なくとも1947年以降には消滅したといわれてきた。本研究により、このような通説は基本的には誤りであり、講和独立後まもなくして、国旗掲揚と国歌斉唱とを主たる内容とする祝日学校儀式が復活し、増加傾向にあったことを明らかにした。しかし、こうした動向も建国記念の日制定により鈍化し、1989年以降、これらは卒業式・入学式により実施されるようになったことを指摘した。

研究成果の概要(英文)：This study empirically how the national flag and national anthem handled in the school ritual in the postwar era. According to main previous research, due to the result of postwar educational reform in Japan, school ceremonies on holidays have been said to have disappeared at least since 1947. But, this study revealed that above theory is basically a mistake. This is because the fact that the school ceremony with the main contents of national flag raising and national anthem singing was reinstated after independence of Japan after the war, and that number gradually increased. However, these trend also slowed down due to the establishment of "Kenkoku-kinen-no-Hi"(National Foundation Day). And this research pointed out that since 1989, the school ceremonies which carries out the national flag hosting and national anthem singing has become an entrance ceremony and a graduation ceremony.

研究分野：日本教育史

キーワード：学校儀式 国旗 国歌 国民の祝日に関する法律 建国記念の日 象徴天皇制

1. 研究開始当初の背景

学校儀式は、現行学習指導要領の特別活動の内容としての学校行事のなかの筆頭に位置づいている領域である。なかでも、1989年改訂の学習指導要領以降、入学式・卒業式における国旗(日の丸)掲揚と国歌(君が代)斉唱が義務化されるに及び、学校儀式は、多くの注目を浴びるようになった。その後、1999年に「国旗及び国歌に関する法律」が、多くの批判・反対のある中で成立し、それ以降、入学式・卒業式で、これに従わない教員には、懲戒処分が科せられるようになり、懲戒処分を受けた教員らによる訴訟が繰り返し行われ、現在に至っている。

この問題については、賛否両論が存在すること事実であるが、戦後教育の中で、国旗・国歌がどのように認識され、学校現場でどのように扱われていたのについての実証的な研究は皆無に等しく、賛否を含めた議論が深みあるものになっていない恨みがあった。そのため、学校儀式における国歌斉唱が、戦前の三大節学校儀式からの流れをくむものであるが、国旗掲揚は、これと異なり、三大節学校儀式ではこの義務は無かったという基本的な事実さえ共有されているとはいいがたい状況にあった。戦後教育における学校儀式に関する基本的な事実を押さえることは、今後の政策レベルの議論にも重要であると思うに至り、本研究課題を推進することに至った。

2. 研究の目的

本研究の目的は、戦後教育における学校儀式と国旗・国歌との関係を、敗戦直後から1989年改訂の学習指導要領の全面施行までを射程にして、これらの関する法令や通牒、国会や県議会レベルの議事録などを含めた基本史料を可能な限り収集し、分析することにより、この期間の学校儀式における国旗・国歌の取り扱いとその変遷を、戦前教育とのかかわりの中で論究することにある。

具体的には、天野貞祐文部大臣による祝日当日の学校における国旗掲揚と国歌斉唱が奨励され、この流れで1958年改訂の学習指導要領に明記されるようになるまでの経緯、1966年の「国民の祝日に関する法律」によって「建国記念の日」の制定による学校儀式と国旗・国歌の取り扱いの変化とその要因、1989年改訂の学習指導要領全面实施による、学校儀式における国旗掲揚・国歌斉唱の義務化以降の学校における国旗・国歌の取り扱いの実態を、具体的な史料にもとづいて明らかにしようとするものである。

3. 研究の方法

本研究に関する基本文献・文書の徹底的な調査・収集を最も重視した。国立国会図書館では、国会(衆議院・参議院)の議事録、戦後学校行事や教科外活動(特別教育活動・特別活動)関係の刊行物・報告書などを、宮城

県立図書館、長野県立図書館、愛知県立図書館、高知県立図書館、大分県立図書館などの各県立図書館、群馬県立公文書館、埼玉県立公文書館、長野県立歴史館、愛知県公文書館、奈良県立情報館、大分県公文書館、宮崎県公文書館などの各県立公文書館において、県議会議事録、行政文書などに記された学校儀式、及び国旗・国歌関係の記述に関する部分を中心にした部分の調査・収集を実施した。さらに、教育実践レベルの実態として、長野県松本市旧開智学校所蔵史料、同諏訪市高島小学校所蔵史料などに収められている日誌や指導案などから、関連史料の調査・収集に従事した。

調査・収集した史料は、整理を行うとともに、詳細な分析を行った。この段階で留意したのは、国(文部省)レベルの方針が、都道府県、市町村レベルでどのように受容され、変容したのか、あるいはしなかったのかという観点であった。戦後日本の教育制度・政策は、1948年の教育委員会法成立から1956年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律が施行されるまでは、公選制の教育委員会が機能し、それぞれの独立性が強く、国(文部省)の方針が、直接的に地方のレベルに反映されないことがあった。こうした事実を意識しながら、戦後教育の学校儀式における国旗・国歌の扱いとその変容に関して、実証的な考察を加えた。

4. 研究成果

本研究の期間は4年間であったが、そのなかで、従来の通説を覆すことが可能な新たな事実の確認を史料的な裏づけをとまなしながら実証できた。それは、以下の通りである。

(1) 敗戦から旧教育基本法成立迄の経緯

戦後教育における国旗・国歌に関する通説は、1945年末から1948年初頭にかけて行われた御真影の一斉回収、1946年10月の学校儀式などにおける教育勅語「奉読」禁止措置により、四大節学校儀式は実質的に消滅・廃止されたというものであった。しかし、実際に調査・収集した史料の分析の結果、四大節学校儀式は廃止されたわけではなく、御真影への「拝礼」と教育勅語「奉読」が無くなっただけで、「国民学校令施行規則」に基づき、実施され続けていたことを明らかにした。

(2) 旧教育基本法・学校教育法制定以降

学校教育法の成立とその施行により、四大節学校儀式は、その挙行義務は消滅し、その結果、四大節学校儀式を従来通り実施する学校が激減したことを指摘した。その後、1948年7月の「国民の祝日に関する法律」の成立により祝日に変更があり、四大節が廃止されたため、自動的に四大節学校儀式は消滅した。その一方で、新たに成立した国民の祝日のなかには、元旦、天皇誕生日、文化の日など、戦前日本の祝祭日を踏襲したものが多かったこと、文部省自身も画一的な祝賀の学校儀式の挙行には消極的であったものの、祝日に

学校を単位とする祝賀行事の実施は積極的に奨励したため、従来からの慣行として、元旦、天皇誕生日、文化の日に四大節学校儀式に準ずるような儀式を実施した学校が少なからず存在したことを指摘した。

(3) 講和独立前後から「建国記念の日」制定迄の動向

連合国軍による被占領下においては、戦前の天皇制を思わせるような学校儀式を、国(文部省)が積極的に奨励するような動きはほとんどなかった。しかし、日本の講和独立が具体的日程に上るとなると、国(文部省)のレベルからも、戦前の天皇制への回帰を試みようとする、復古的な天皇観が台頭するようになった。その嚆矢が1950年10月の「天野談話」であろう。「天野談話」とは、時の文部大臣であった天野貞祐が、文化の日など国民の祝日に学校などで開催する行事で、国旗を掲揚し、国歌を斉唱することを奨励する談話は公表し、これを通達として各都道府県に送付したことを指す。

「天野談話」以降、都道府県レベルの教育委員会が、旧四大節の流れを受け継ぐ国民の祝日である、元旦(1月1日)、天皇誕生日(4月29日)、文化の日(11月3日)に戦前の祝祭日学校儀式に準じた祝賀式を挙行し、そこで国旗を掲揚し、国歌を斉唱するよう指導するような事例が増加した。その発端が、1953年愛知県教育委員会の決定である。これは、上述の「天野談話」を愛知県内で完全実施することをねらった政策であった。この時期は、公選制教育委員会が機能しており、県教委の方針が市町村レベルにまでは徹底せず、愛知県下の県立学校がこれを実施した。その内容は、戦前の学校儀式に準じた儀式であった。これ以降、復古的天皇観の復活を支持する保守層を活気づけることになったことも史料のレベルで明らかにした。

(4) 紀元節復活運動との連動

「天野談話」以降、元旦、天皇誕生日、文化の日を標的にして、君が代斉唱をともなう旧四大節学校儀式に準じた学校儀式が普及し始めたことが当時の新聞や教育関係雑誌などにより確認できた。

こうした事実の背景には、紀元節復活を企図する保守層による強力な支援があった。その発端であり、かつ典型的な事例として、1956年に発覚した高知県繁藤小学校の「紀元節学校儀式」事件を挙げることができる。これは、復古的天皇観の復活を支持する同校校長が、同年の2月11日に授業を行わず祝賀式を挙行したことが公になることで問題化した。明らかな法令違反にもかかわらず、文部大臣をはじめとする保守層はこれを擁護した。しかし、事態を重く見た当時の日本社会党などがこの問題について、国会で政府を厳しく追及した。高知県教育委員会も、文部省・文部大臣の方針とは異なり、これを認めることはできない旨を管轄の教育委員会に伝える事態となった。結局、高知県繁藤小

学校の事例は、学校が主催とする行事としては認められないことが確認され、村の青年団と有志による主催として実施し、その会場として学校を借用するという方式で実施することになり、その後、「建国記念の日」成立迄この方式の「紀元節」祝賀会が継続された。

戦後教育改革の成果により、戦前通りの学校儀式の強行はできなかったものの、戦前四大節学校儀式に準ずる内容の祝賀式が2月11日に実施され、それが一定の層の人々からの支持を得ていたこと、また、この事実が紀元節復活運動を活気づける結果になったことも注目する必要がある。

(5) 「建国記念の日」制定と学校儀式の衰退
周知のとおり、「建国記念の日」は、当時の日本社会党、日本共産党など革新勢力の強い反対にもかかわらず、1966年に「国民の祝日に関する法律」の改正が行われ、「建国記念の日」が新たな国民の祝日となり、政令によりその日を2月11日とすることが決められた。その結果、1958年改訂の学習指導要領改訂は、祝日における学校儀式で国旗を掲揚し、国歌を斉唱することが望ましいとしていたため、この「建国記念の日」も当然のことながら、その対象になった。

自民党の保守勢力は、政権与党として文部省を動かし、「建国記念の日」の制定を機にして、2月11日にも、全国規模で祝日学校儀式を挙行するように模索した。しかし、日本社会党・日本共産党などの革新政党、及び日本教職員組合などの激しい反対運動があった。戦前の紀元節を復活させ、復古的天皇観が教育に反映されることへの危機感が世論を形成し、反対運動を支援した。その結果、文部省は当初の予定を撤回し、2月11日の「建国記念の日」を含めた「国民の祝日」の学校儀式は、各校の任意によるものとせざるを得なかった。この結果、1958年以降、増加傾向にあった「国民の祝日」における学校儀式は激減し、学校現場における国旗掲揚と国歌斉唱は、1989年の学習指導要領改訂で、入学式・卒業式にこれを義務化するまでは、学校現場に普及しなかった事実を明らかにした。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計5件)

小野雅章、教育勅語の教材化容認批判
学校儀式と修身教科書の歴史的検討から、日本教育史往来、査読無、第229号、2017年、3-6

小野雅章、講和独立後の学校儀式と紀元節復活運動、日本教育史学会紀要、査読有、第7巻、2017年、70-92

小野雅章、戦前日本における「国旗」制式統一過程と国定教科書 文部省による制式統一(1940年)迄の経緯、日本の教育史

学、査読有、第 59 集、2016、6 - 18

小野雅章、昭和天皇即位の「御大典」と「国旗」の制式、研究紀要（日本大学文理学部人文科学研究所）査読無、第 89 号、2015 年、101 - 104

小野雅章、御真影「奉護」と天皇観の変容過程、UP、査読無、第 509 巻、2015 年、8 - 12

〔学会発表〕(計 4 件)

小野雅章、国のかたちと教育制度 教育は国家の鏡か、めぐろシティカレッジ講座、招待講演、2017 年、於都立桜修館中等教育学校

小野雅章、佐藤秀夫と日本教育史研究史料公開・研究方法・研究指導、2016 年、教育史学会第 60 回大会、於横浜国立大学

小野雅章、「日本教育史研究の発信力」と何かの自問自答 「受け手」を意識した研究成果と授業とは、2015 年、日本教育史研究会第 34 回サマーセミナー、於東洋大学白山キャンパス

小野雅章、戦前日本における「国旗」制式統一過程と国定教科書 文部省による制式決定（1940 年）迄の経緯、教育史学会第 58 回大会、2015 年、於日本大学文理学部

〔図書〕(計 3 件)

小野雅章他、世織書房、教育勅語と学校教育 教育勅語の教材使用問題をどう考えるか、2018 年、283

小野雅章他、東京大学出版会、歴史を社会に活かす 楽しむ・学ぶ・伝える・語る、2017 年、283

小野雅章、東京大学出版会、御真影と学校「奉護」の変容、2014 年、411

〔産業財産権〕

出願状況（計 0 件）

取得状況（計 0 件）

〔その他〕

ホームページ等

特記事項なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

小野 雅章 (ONO, Masaaki)

日本大学・文理学部・教授

研究者番号：7 0 2 2 4 2 7 7

(2) 研究分担者

特記事項なし

(3) 連携研究者

特記事項なし

(4) 研究協力者
特記事項なし